

様式4-2-2（組合等の申請の場合）

資格審査申請書^{*1}

政府所有米穀の「加工原材料用」買受資格者^{*2}に係る資格審査を受けたいので、下記書類^{*3}を添付して申請します。

また、以下について誓約します。

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないこと。
- 2 申請者及び共同購入者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 申請者及び共同購入者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 申請者及び共同購入者が米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 5 共同購入者の行為等が、「政府が行う米穀の売買等に係る有資格者の法令違反等における処分等基準」（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）のⅠ又はⅡに該当した場合は、農林水産省農産局長からの通知に従い当該者を共同購入者とししないこと。

記

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

FAX番号：

*1 記載漏れ、添付書類の不足等、申請に不備があった場合は受付を行わないので、十分確認を行って提出すること。

*2 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入すること。

*3 米穀の買入・販売等に関する基本要領第4章Ⅰ第2の2の(3)のイに定める必要とする書類に該当するものを添付し、その書類の種類名を記の下の空欄に記載すること。